

### 3. 神田川水系桃園川の下水道移管並びに課題への対応経緯

#### Sewerage transfer of the Momozono River in the Kanda River system and its issues and responses

技術支援課 中嶋 一彦、小作 好明、高崎 忠勝（現 河川部管理課 兼 東京都立大学）、  
○石原 成幸（現 （公財）東京都公園協会 兼 東京都立大学）

#### 1. はじめに

首都東京では主に高度経済成長期を通じて、河川の水質悪化に伴う住民要望を受けて、多くの中小河川が消失してきたことは周知のとおりである。当該河川の消失後の主な用途・形態は、河川（河道）を覆蓋・暗渠にして、いわゆる下水道（幹線）化すると云うものである。

この代表事例として、東京都の管理河川では東京都市計画河川下水道計画（以下、「36答申」という）があり、当該計画に基づく二級河川・渋谷川の下水道幹線化の調査・研究が広く知られている<sup>1)2)</sup>。

しかしながら、36答申に基づき渋谷川と同時に河川法（明治29(1896)年4月制定・法律第71号）（以下、「旧河川法」という）の準用河川を解除のうえ、用途廃止して下水道へ管理移管された荒川水系神田川の左支川である桃園川に関しては、下水道幹線としての流出解析または人文地理分野での言及を除けば、管見で河川管理面からの調査・研究はほぼ行われていない<sup>3)4)</sup>。

また、河道を覆蓋化または埋立て下水道幹線を構築するに際しては、工事規模や延長にもよるが単年度で終わらず、複数年度に跨り施工するのが常である。この場合、法制度面で施工区間毎に河川法の適用解除（廃止）と下水道法に基づく下水道施設の適

用管理を繰り返し行うことは、管理責任が不明確となり、水系一貫の管理原則に反することとなるため、どの時点で管理移管するかが課題となる。

一方、これまでに筆者らは行政文書の電子化の流れを通じて、廃棄等処分が増加傾向にある、東京の河川改修・管理に関する公文書の調査を広く進めてきている。既に、渋谷川や日本橋川を事例とした調査結果等を公表してきた<sup>5)1)</sup>。このような背景から、本論では第二次世界大戦以降の昭和期の河川行政に関する公文書調査を通じて、新たに見出した桃園川関連の河川管理資料に基づき、下水道幹線化に至る経緯、課題とその対応策について考察を試みた。

#### 2. 桃園川の概要と準用河川廃止までの経緯

##### 1) 旧河川法における河川管理

表-1に示すとおり、昭和30(1955)年代の法定河川としては旧河川法に基づく、法適用河川並びに同法を準用する準用河川があった<sup>5)</sup>。

新たな河川法（昭和39(1964)年法律第167号・平成9(1997)年改正を含む、以下「新河川法」という）が施行される直前の昭和40(1965)年時点における東京都管理河川は、利根川水系・荒川水系・多摩川水系・独立水系を合わせて、法適用河川約205km並びに法準用河川約670kmとなっていた。そして、桃園川は

表-1 旧河川法時代の東京都の河川管理体制<sup>5)</sup>

種別	適用条項	河川管理の原則	備考(下級庁の分担等)
適用河川	§1・法適用	主務大臣	共通 地自法§281-2-3 □ 東京都区長委任条項(特別区部)§28-(2) ■ 河川法§9-2 東京都地方事務所長委任規則(多摩部)
	§4・支派川等	地方行政庁	
準用河川	§5・法準用	府県知事	河川法§9-2 東京都建設事務所処務規程 河川法準用令
	大臣の認可を経て知事が認定する		

注) □ 昭和27年8月15日法律第306号 一部を改正する法律、■ 昭和28年5月7日都規則第105号(全文改正)

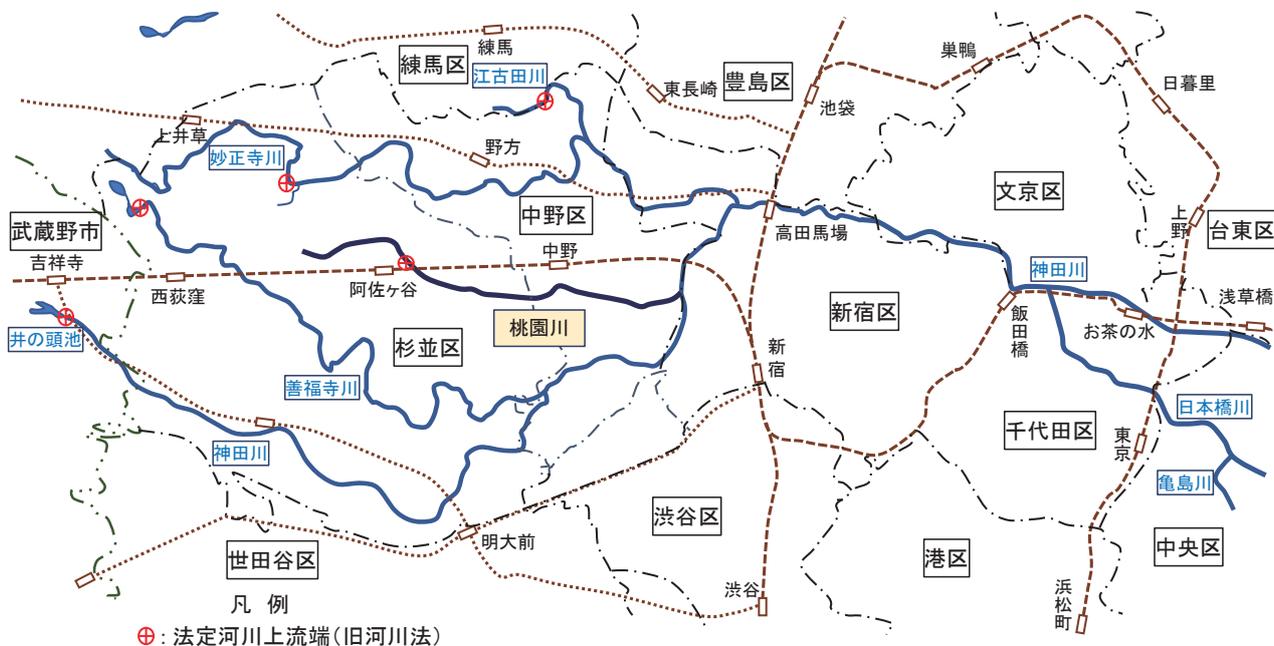


図-1 神田川水系図

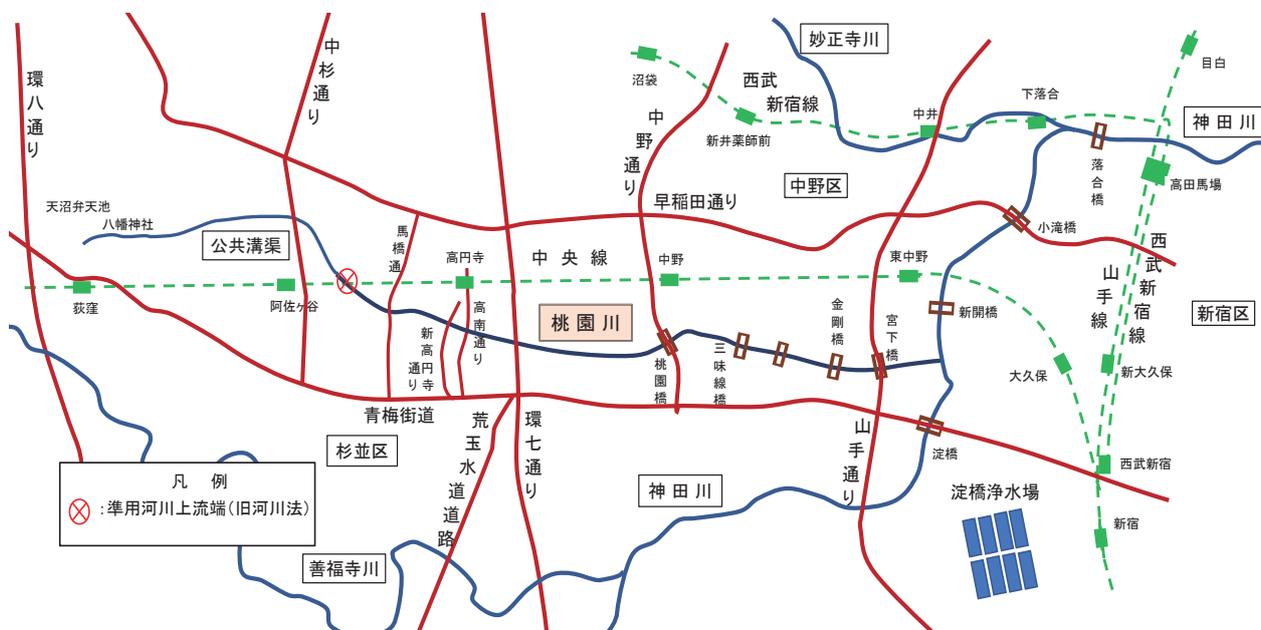


図-2 桃園川 流路図(準用解除時点) (参文6)に加筆

※ 図-1・2の河川名は現行の呼称に依った<sup>注2)</sup>

旧河川法の準用河川に位置づけられており、その表面管理は東京都区長委任条項に基づき、都知事から

地元区長に委任されていた。なお、旧河川法制並びに東京都における河川管理に関する詳細は、令和5

(2023)年度センター年報・報告編の「東京都管理河川の特別区移管と管理変遷」を参照願いたい<sup>5)</sup>。

## 2) 桃園川の概要

図-1には、桃園川が属していた神田川水系の河川配置を示し、東京都内における概略位置図を兼ねる。また図-2には、桃園川の主要流路図を示す<sup>6)</sup>。

当該河川は現在の杉並区立天沼弁天池・天沼もえぎ公園付近を源頭とし、東南東に流下して同区内の阿佐ヶ谷・高円寺を経て、中野区東中野1丁目地先で神田上水（現神田川）<sup>註2)</sup>に合流していた。

もともとの源頭水源の湧水量が十分でなかったため、千川上水からの分水を、その後には善福寺川から引水することにより、桃園川の流水は灌漑用水として利用されてきた<sup>7)</sup>。

法的位置づけとしては昭和27(1952)年1月10日、旧河川法に基づき中央線鉄橋から神田上水合流点までの延長約4.4km<sup>註3)</sup>が準用河川に認定され、その上流が公共溝渠とされていた。

昭和30～40年代には、流域でのスプロール現象や戦後の急激な市街化に伴う生活排水による河川の水質汚濁が進行したため、36答申に基づく下水道幹線

化が計画され、下水道幹線整備の完了目途が立った昭和40(1965)年に準用河川の認定解除等を行った。その後の昭和42(1970)年には、桃園川としての暗渠化が完了している<sup>7)</sup>。

準用河川の解除に係る資料の概略図に記された河川並びに下水道施設の計画諸元をとりまとめると、表-2のとおりである<sup>6)</sup>。また、河川計画並びに下水道計画としての構造概要を図-3に、上部構造である緑道・公園部の現況を図-4に抜粋して示す。

同図からも判るとおり、桃園川の下水道幹線化に際しては法定河川区間において、河川の護岸上部に桁を渡す形で覆蓋化し、河床部分はインバートを新設している。また、公共溝渠区間ではボックスカルバート構造となっていることが明らかとなった。

現存資料は概略図と粗度・流出係数程度が記されたのみであり、縦断面等もなく、不明な点が多い。このため、粗度係数の採り方や算出方法によって差異は生じるが、記載された数値から最大流速を考慮して逆算した河川計画上の勾配は、上流部1/800～下流部1/400程度、公共溝渠区間で1/300程度となる。また、下水道計画上では、覆蓋化区間で1/800～1/600

表-2 桃園川の河川計画・下水道計画の諸元一覧 (参文6)より作成)

No	区 間		河 川 計 画			下 水 道 計 画			備 考	法定
			幅員 m	水深 m※	流量 m <sup>3</sup> /s	幅員 m	水深 m※	流量 m <sup>3</sup> /s		
	出典のまま(補足)									
1	神田川合流点	宮下橋	8.0	3.5	64.7	8.00	3.50	100.7		準用河川
2	宮下橋	桃園橋	6.0	3.5	49.8	6.00	3.50	65.2		
3	桃園橋	都道222号	6.0	3.3	43.9	6.00	3.30	59.6		
	(新高円寺通り相当)					5.00	3.10	41.3		
4	都道222号	中央線交点	5.0	3.1	31.4	5.00	3.10	41.3		公共溝渠
5	中央線交点	都道日向線	4.5	2.6	21.6	2.10	2.40	13.1	Box構造	
	(中杉通り相当)					1.95	2.40	11.4	Box構造	
6	都道日向線	八幡神社	4.0	2.0	13.3	1.95	2.40	11.4	Box構造	
						1.95	2.10	10.5	Box構造	
						1.95	1.95	9.1	Box構造	
a	流出係数		f=	0.5		f=	0.5			
b	粗度係数		n=	0.020～0.024		n=	0.013～0.017			
c	最大流速		v=	3.19 m/s		v=	4.07 m/s			
d	—		比流量	: 8.5		最大汚水量	: 400L/人/日			

※ 水深： 河川には余裕高0.6mを含む、下水道には余裕10%を考慮

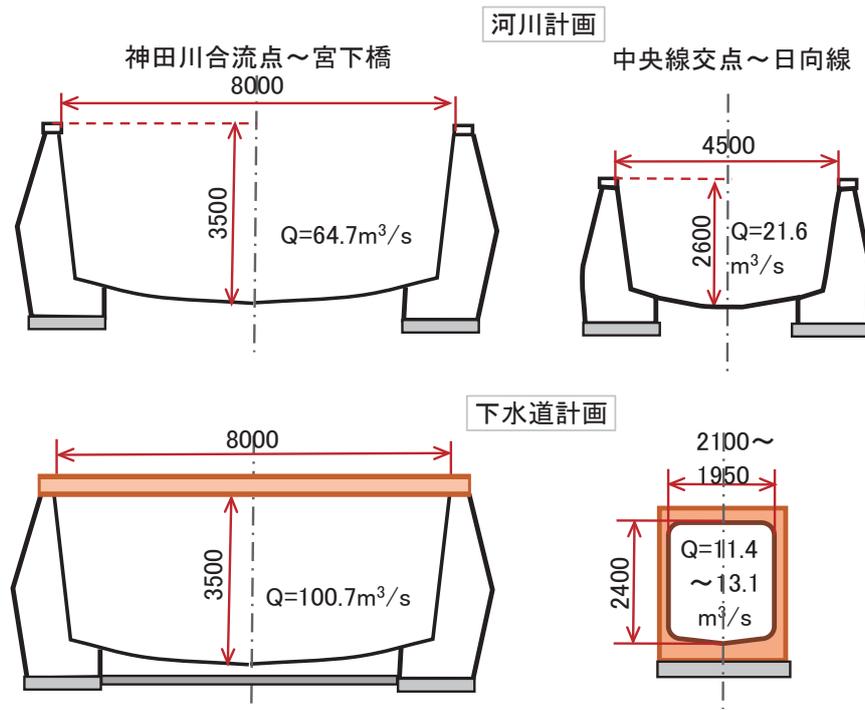


図-3 河川計画・下水道計画における構造図（抜粋）（参文6）より作成



図-4

(a) 緑道現況（杉並区・慈岩動橋：地覆・親柱残存） (b) 公園現況（中野区・北裏橋上流）筆者撮影

程度、ボックスカルバート区間で1/350～1/450程度となる。（いずれも、落差工を設けない場合）

これらの結果からは、河川形態から下水道幹線化に際して、単に河川施設の上部をカバーするだけでなく、護岸側面の粗度修正、インバートや落差設置・修正による勾配調整が図られたと推定でき、今まで不明であった点を若干ながら確認することができた。

### 3. 36答申河川の管理形態と下水道幹線化

図-5には、桃園川を含む36答申の対象となった河川を示した。36答申の概要としては、市街地におけ

る下水道促進と河川汚濁の状況を鑑み、源頭水源を有しない桃園川や渋谷川・古川をはじめとする中小河川の暗渠化（下水道幹線化）や覆蓋化（河川として存続しつつ上部に蓋を掛ける形態または下水道化）などの措置を講じることとされた結果、答申の対象となった14河川の下水道幹線化が実施された<sup>1)</sup>。

次に、36答申河川の下水道幹線化計画・整備現況と河川管理状況等を表-3にとりまとめた<sup>1), 8)~13)</sup>。

これらの具体事例としては、河川全区間の法準用が適用解除（廃止）された本論の桃園川、渋谷川上流部の旧河川法の解除（準用河川の区間解除）によ

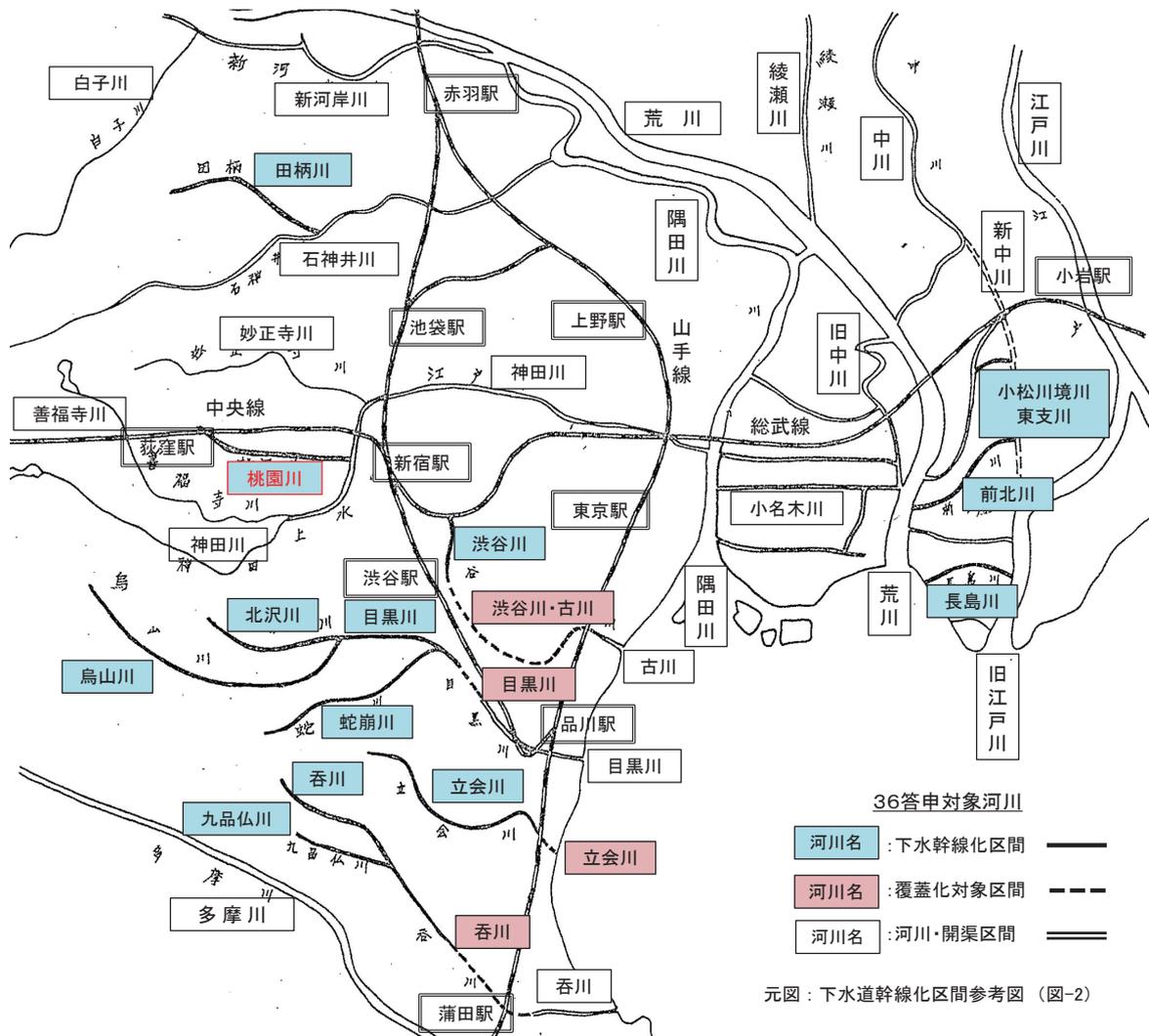


図-5 36答申対象河川図 (参文1)に加筆)

表-3 36答申対象河川の下水道幹線化・整備状況並びに河川管理状況 (参文13)を加工)

No	36答申対象河川	下水道化対象区間		36答申区間概況			河川法		備考
		幹線・枝線区間	暗渠 km	暗渠・覆蓋化	河川・下水道適用	上部利用形態 R6.03時点	新法 級種	延長 km	
1	呑川	幹)新桜橋～夫婦橋	11.72	一部未了	重複管理	緑道・遊歩道	2	14.42	呑川水系
2	九品仏川	枝)上流端～合流点	2.27	完了	重複管理	緑道・遊歩道	2	2.61	
3	立会川	幹)宮前橋～浜川橋	6.69	一部未了	重複管理	緑道・遊歩道	2	7.41	
4	北沢川	幹)上流端～目黒川合流点	5.74	完了	重複管理	緑道・道路	2	5.50	目黒川水系
5	烏山川	幹)上流端～目黒川合流点	10.59	完了	重複管理	緑道・道路	2	11.70	
6	蛇崩川	幹)上流端～目黒川合流点	5.37	完了	重複管理	緑道・遊歩道	2	5.11	※変更0.62km
7	目黒川	幹)北・烏合流点～太鼓橋	3.82※	一部未了	重複管理	緑道・遊歩道	2	7.82	
8	渋谷川	幹)宮益橋～天現寺橋	2.90	完了	河川区域変更	緑道・道路	2	2.90	旧法:準用
9	古川	幹)天現寺橋～中之橋	2.32	未了	河川法	河川のまま	2	4.35	渋谷川下流部
10	桃園川	幹)上流端～神田川合流点	4.33	完了	準用解除	公園・遊歩道	準用	4.40	旧河川法
11	長島川	枝)旧江戸川分岐点～東京湾	2.90	完了	河川廃止	親水緑道	準用	2.90	旧河川法
12	前堰川	枝)中井堀分岐点～中川合流点	3.20	完了	河川廃止	緑道・道路	準用	2.20	旧河川法
13	小松川境川東支川	枝)菅原橋～小・境合流点	0.60	完了	河川廃止	親水公園	準用	0.60	中川水系
14	田柄川	幹)上流端～石神井川合流点	5.24	完了	河川廃止	緑道・遊歩道	準用	4.91	旧河川法

注) 下水道幹線化または河川のまま覆蓋化の別は答申書「下水道幹線化区間参考図」を参照のこと  
旧河川法の延長は昭和39年時点による

る下水道幹線化、また河川法上の位置づけを残したまま下水道が占用しての覆盖・幹線化、そして当該

上部の区立の遊歩道・公園利用などが挙げられる。

同表からはNo. 1～9のように、河川本川または支川

の一部区間を下水道幹線化した場合、若しくは同一水系の本川での幹線化等が未了の場合は、下水道幹線化した区間に河川法を適用したまま下水道施設として占用のうえ、下水道法と重複して維持・管理していることが確認できる。

一方、同表No.10～14のとおり、桃園川を含む下水道幹線化の対象区間の全区間にわたり幹線化の完了した河川では、河川法の適用廃止（新河川法一級河川の廃止・旧河川法の準用河川解除）が行われたことが明確に読み取れる。

#### 4. 河川法上の許認可に係る国の関与

桃園川に関する当時の資料からは、旧河川法の準用河川の認定や変更・解除に際しては、「許可認可の臨時措置に関する依命通達」に基づき建設大臣の指揮を受け、支障のない旨の回答を得た後に東京都建設局長の決裁により、旧河川法準用令第1条第2項の規定に基づく告示を行っていることが確認できる。

これまで、当該通達<sup>14)</sup>に言及した既往研究は管見で承知していない。当該通達は昭和19(1944)年6月21日付で各地方長官あて、内務省土木局長通牒として発出されており、以下にその抜粋を示す<sup>14)</sup>。

標記の件曩に許可認可等臨時措置令並に内務省関係認可等臨時措置令施行規則公布相成本日内務省訓令第二十二号を以て内務省土木関係許可認可等臨時措置に関する件訓令相成候処右は勅令の趣旨に則り土木関係許可認可事項の簡素敏速化を図らんとするものに有之候條之が事務処理に付ては特に敏速適確に行ふと共に左記事項御留意の上本件実施に関し方遺憾なきを期せられ度

4 河川法第十四條、河川行政監督令第二條第一項第一号河川法準用令第一項及第三條の規定に依る処分に当りては事前指揮を受くること  
(原文のまま)

当該通達は、昭和18(1943)年の「許可認可等臨時措置法」を背景としている。当該法は当時の国会における提案理由の中でも「戦争完遂のための法律」と

いう説明がなされた経緯もあり、行政事務の簡素化を目的としていた。しかしながら、実態として事前指揮と云う形態での強い関与が行われる根拠となってきたこと、また昭和40(1965)年代になっても当該法並びに関係法令が適用されていたことに留意する必要がある。

ここで、普通河川を準用河川とした特段の理由は、桃園川の資料に現時点で見いだせないが、昭和30年代に準用認定された複数河川の申請資料から、次のような共通する理由が読み取れる<sup>15)</sup>。

- ① 流路の屈折が甚だしく、降雨時に溢水氾濫して沿川の住宅・耕地に多大な水害を生じており、河岸の洗掘崩壊等も年々増加しているため、河川維持管理上の支障をきたしていること。
- ② このため、維持管理の万全を期すため、河川法準用令第1条の規定に基づき、河川法準用河川として認定し、同令第2条による河川法の諸規定を準用すること。
- ③ 「許可認可の臨時措置に関する件依命通ちょう」の第4号により事前に建設大臣の指揮を受けることになっているもので、同大臣の指揮を受け支障のない旨の回答を得た後、河川法準用令第1条第2項の規定により告示し、地元区長あてその旨通知し、併せて管理の強化方を依頼すること。

現在、国土交通省（昭和期後半の旧建設省時代を含む）は原則として、開渠である河川の暗渠・覆蓋化を認めない方針を採っており、東京都でも過去の汐留川における河川水面上空への道路橋の縦断占有や渋谷川などの暗渠・覆蓋化に対する反省のもと、さらなる河川の埋立を原則として行わない旨を決定し、これを旧建設省河川局に対して表明している<sup>15)</sup>。

しかしながら、この通達や都市計画変更における手続きにおいて、新河川法施行後の昭和50年代までは36答申対象河川等の下水道幹線化に際し、旧建設省との協議・承認を経た上で進められていたことは明らかである<sup>13),16)</sup>。特に36答申を審議した委員会には、建設省河川局長・計画局長、元内務省技監、首都圏整備委員、元建設省土木研究所長など国関連の

メンバーが委員として参画しており、単に東京都が単独で法定河川の下水道幹線化を進めてきたとは云い難い。つまり、高度経済成長期の河川の水質悪化やごみ捨て場と化していた当時の時代背景もあり、旧建設省においても時代の趨勢として暗黙の了解があったと考えるのが妥当であろう。

その一方、旧建設省では既に昭和40年代において、日本橋川上空への首都高高架橋の設置に反対する意向を示すなどの方針転換も見うけられる中、東京都が行政施策の一貫性に囚われて既定計画の見直しが難しく、時代の趨勢を見誤ったことなどが、後に指弾される大きな要因となったと思考される。これらのことは、今後の河川行政運営に対する貴重な示唆となると思料される<sup>13),16),17)</sup>。

### 5. 下水道幹線化に際しての課題と対応

冒頭に記したとおり、河川全川の下水道幹線化に

際しては複数年度に跨り施工するのが常である。この場合、法制度面で施工区間毎に河川法の適用解除（廃止）と下水道法に基づく下水道施設としての管理を行うことは、水系一貫の管理原則に反するため、どの時点で管理権を移管するかが課題となる。

さらに、同一河川の工事区間を河川法と下水道法を適用して夫々の管理者が分割管理することは、危機管理上や治水・法制度面での支障も少なくない。

このため、桃園川における下水道幹線化においては、河川管理者である東京都建設局長と下水道管理者である東京都下水道局長との協議、また東京都と旧建設省等との様々な協議を経て、下水道幹線整備が進められた。

その協議経緯については、表-4にとりまとめたとおりである。当該資料からは、河川・下水道管理者間における治水上と管理上の対応における課題が垣間見えてくる。

表-4 桃園川における各種法令（河川法・下水道法・都市計画法）適用並びに協議経緯（参文6）より作成）

年月日	要件	概要	備考
1947/S22	11 26 戦復告122	都市計画河川 決定 L=4,330m	上町橋上流～東雲橋下流 土揚敷7m W=6.5～8m 護岸高3.1～3.5m
1950/S25	7 10 建告740	東京特別都市計画下水道 源頭水源を有する一部準用河川を除く、全ての在来河川・水路を合流式下水道管渠に改良	旧市域・旧郊外の計画を統合
1952/S27	1 10 都告22	旧河川法・準用河川に認定	同日施行 L=4.40km
1956/S31	12 7 建告1930	都市計画河川 決定 L=4,330m（幅員変更） 都市計画河川 事業承認 L=989m	上町橋上流～東雲橋下流 W=5～8m W=6m 深度3.5m
1958/S33	4 24	新下水道法 施行	
1960/S35	3 28 決定	東京都市計画地方審議会 特別調査委員会 設置	
	3 31 建告794	都市計画河川 決定・事業承認 L=3,876m	中央線交差点～東雲橋下流 W=5～6m
1961/S36	10 17 諒承	河川・下水道特別調査委員会 答申	合流式下水幹線
1962/S37	3 31 建告1092	都市計画下水道 決定・事業認可	公共下水道
	8 27 依頼	桃園川の管理移譲願い（下水道局長→建設局長） 下水道局において一切を管理し公共下水道の一環として処理したい	法§3:公共下水道は下水道局長管理 手続き促進依頼
	9 20 回答	公共下水道となる準用河川は下水道局へ移譲する方針決定（建設局長→下水道局長）	根拠となる追加資料の要求
	12 18 依頼	下水道整備実施計画書の送付（建設局長→下水道局長）	河川維持管理上の必要
1963/S38	9 6 事前指揮	河川法の準用解除並びに河川区域の廃止（認可申請）	河川行政監督令§3規定
	11 6 依頼	桃園川の下水道幹線化工事の促進（建設局長→下水道局長）	
1965/S40	2 10 照会	準用解除後は下水道管理者において一切管理する旨の下水道局長回答 を受けての貴職の意向（建設局長→建設省河川局長）	事前指揮に対する指示方依頼
		照会 覆蓋工事施行河川の管理（建設局長→下水道局長） ① 準用解除後は開渠部を含めて下水道管理者において一切管理すること、② ①に対応した準用解除の時期	
	3 12 事前指揮	河川法の準用解除・廃止は支障ない（回答）	建設省・建河38東京118
	3 31 都告279	準用河川認定の解除並びに河川区域の廃止	準用認定取り消し
	3 31 引継	公共用財産の用途廃止	旧建設省国有財産部局長（東京都知事）へ 下水道局長へも通知
	4 1	新河川法 施行	
	5 31 依頼	旧桃園川における河床切下げ工事の施行（建設局長→下水道局長）	中島橋～中央線鉄橋橋 暫定施行
	6 1 依頼	都市河川に公共下水道を築造した時の管理（下水道局長→建設局長） （公用廃止は下水道工事が河川全域に代わって完成した時が至当）	管理区域の明確化
	8 25 引継	国有財産部局長（東京都知事）から旧大蔵省（関東財務局長）へ 公有水面の公用廃止・国有普通財産となる	土地 6,8070坪78
	12 13 申請	都市計画河川の廃止	旧建設大臣あて
1966/S41	1 24 建告74	都市計画河川 廃止	廃止告示
	3 7 照会	旧準用河川構造物の処理（下水道局長→建設局長） 旧河川の構造物は下水道局へ引き継がれたものとみなしてよいか	S40.03.31・40 用途廃止引継を受け
	4 7 回答	公用廃止河川には敷地・付属物を含む（建設局長→下水道局長）	

：都市計画関連、：河川法関連、：下水道法関連、

表-4からは、桃園川における河川・下水道の両施設における都市計画決定・廃止、公物管理法の指定・廃止の経緯等が明らかとなる。また、河川から下水道への移管に関しては、初段として神田川合流点から旧中野区役所前の宮園橋（桃園橋上流）までの2.1kmの下水道幹線整備が完了した段階で、当該区間の覆蓋・暗渠化を実施し、事実上の管理を下水道管理者へ移管していると考えられる。その後、法定区間全川の下水道幹線整備の完了を以て法的な管理移管を完了する措置が講ぜられたと思料される<sup>注5)</sup>、<sup>18)</sup>。これにより、整備済区間と未整備区間の混在による細切れの管理を避け、水系一貫主義に基づく管理体制を維持していたことが明らかとなったと考える。

## 6. 法適用区分による河川復元の可能性

第3章で記述したとおり、前記の表-3からは36答申で対象とされた区間の下水道幹線化が完了したか否かにより、河川法上の扱いが大きく異なっている。

加えて、河川法を適用したままで下水道幹線化されているケースでは、河川管理者が河川法上の権原を有したまま、下水道事業者が河川区域を占有する扱いとなっている。その原因として、表-4からも明らかなおと、河川法の適用を廃止する場合には河川用地を大蔵省（現財務省）の国有財産部局長と協議して普通財産化したのち、下水道事業者に無償譲渡するため手間が掛かること、また地元自治体が公園としての利用を希望する場合は有償譲渡になることなど、財産処理に時間を要し、また費用負担が生じる等の課題があったと考えられる。

このように、河川・下水道の重複管理のケースでは下水道管理者が河川用地を無償で占有を受けられることができ、河川管理者も実質的な管理は不要となることから、財務省との手続きを簡略化できるなどの実務処理上の利便的な側面が大きく影響していると考察される。

ここで、上記の管理面での相違は、下水道幹線化された河川の復元（開渠化）を議論する際の貴重な示唆を含んでいると考える。これまでは主に表面形態からのみ河川の復元（開渠化）を議論してきたが、下水道法との重複管理区間の河川復元（開渠化）は

河川法の適用廃止区間に比べて復元への法的な制約が少ないため、これら管理条件に応じて物理的な復元の可否を検討することが一つの鍵となることが判る。

なお、ここで云う物理的な復元条件とは、河川廃止後の利用形態としての多くが公園・緑道などの公共用途で残されており、宅地などとして売却されることは極めて稀な状況にあることである。その理由は多くの場合、従前の河川が有する雨水排水機能を代替する下水道管渠（少なくとも枝線）の敷設が旧河川敷地などに必要なためであり、既存の占有物件の撤去や代替機能の確保が可能なることも前提条件となるなど、河川用途を廃している場合には、その実現が極めて困難なことに因る。

ただし、河川法・下水道法の重複管理区間を開渠として復元するのであれば、下水道機能の代替は比較的容易であると考えられる。

## 7. まとめ

東京の中小河川においては、高度経済成長などの時代背景から旧建設省を含む河川・下水道管理者自らが河川の暗渠・覆蓋化を含む「36答申」を定め、その対象河川の多くを下水道幹線化・覆蓋化してきた経緯がある。

本論では、その河川を下水道幹線化する途中において、河川管理面や治水上への対応から河川管理者と下水道管理者が様々な課題に直面し、協議を経て管理移管を完了した経緯を明らかにすることができた。

また36答申の対象となった14河川の現況からは、支川や一部区間が下水道幹線化した場合に河川・下水道法による重複管理が行われ、河川の全区間で下水道幹線化された場合には河川法の適用廃止（下水道法による管理）と大別されることも明らかにできた。これらの事例は下水道幹線化された河川の復元（開渠化）を議論する際の貴重な判断材料、そして有益な示唆を与えてくれると考える。

次に、筆者らはこれまで、さまざまな理由で失われていく広範囲な行政関連文書の調査を進めてきた。そして、その調査結果に基づき、東京の中小河川に

関する事実関係や時代背景を明らかにすることで、失われていく公文書・資料について、二次資料<sup>注6)</sup>としての保存に努めてきた。

本論に関しては、昭和期（第二次世界大戦後の44年間）の河川行政資料を調査した結果から、新たに桃園川に関する希少な資料を見出せたこと自体にも、価値があると考えている。さらに、桃園川の実例に即して具体的な計画諸元などとともに、改めて旧河川法時代の管理体制、用途廃止、それらに係る経緯や背景などの一端を明らかにすることができたと考える。

最後に、資料調査に際しては、建設局河川部関係者のご協力を頂きましたこと、ここに記して謝意を表します。

## 注釈

注1) 本来であれば、参考文献を明記するところであるが、冗長になるため敢えて省略している。

その代替として、本年報・資料編「東京の河川改修計画に関する資料集（その5）」に記した「参考文献」一覧を参照願いたい。

注2) 現在、流路全体を通して神田川と呼ばれている流路は、昭和39(1964)年時点で下流より下記のように区分して呼称されていた。

①神田川：荒川（現隅田川）合流点～船河原橋間  
4.38km

②江戸川：船河原橋～水門（文京区関口台町）間  
2.21km

③神田上水：水門～三鷹市牟礼（上流端）間  
18.89km

注3) 旧河川法 準用河川指定区間

準用上流端：

左岸：杉並区馬橋3の386の1

右岸：杉並区馬橋3の897の1

現) 杉並区阿佐谷北1丁目地内

準用下流端：

左岸：中野区川添町1の1

右岸：中野区川添町1の24

現) 中野区東中野1丁目地内

上記に示した左・右岸の住所は告示図書の記載によるものであり、筆者調査による現在の住所は 現) を附して併記した。

注4) 当該文書に関しては、「通達」または「通牒・通ちょう」と云った表現が複数見うけられるため、本論では引用箇所を除いて「通達」に統一した。

注5) 当該文献は河川部長名での執筆ではあるが、内容的に河川計画並びに改修状況に関する具体的な記載等を含むことから、実務者により組織的に執筆されたものと判断できる。

下水道幹線化に関しては、「この川は将来下水道幹線として利用されるもので、中野区役所前の宮園橋まで2.1kmの改修が終ると同時に下水道幹線として覆蓋し暗渠に改築した。」（原文のまま）との記載があり、一連区間の工事完了を以て覆蓋化を実施した点を特筆している。

また、昭和39(1964)年度以降の河川改修として、中央線までの未改修区間2.2kmを計画していることも明記されていること等から、下水道幹線として整備中の区間であっても、覆蓋化前の開渠段階は河川管理者の管理とし、覆蓋後の暗渠化した段階で（法的位置づけとは別に）下水道管理者に実務上の管理を移管する形で、管理区分を明確化したものと判断できる。

注6) 公文書（正本）を一次資料とし、それを補完する位置づけでの調査・研究資料を意図する。

## 付記

本論は筆者らの見解によるものであり、東京都庁としての組織的見解と異なる場合もあり得ることを付記する。

## 参 考 文 献

- 1) 建設局河川部(1961)：東京都市計画河川下水道調査特別委員会に関する報告書（昭和36年11月）、東京都都市計画河川下水道調査特別委員会
- 2) 中村晋一郎、沖大幹(2009)：36答申河川における都市河川廃止までの経緯とその思想、土木学会論文集、53巻、565-570
- 3) 沼田麻未、福岡捷二、入澤昭芳(2013)：豪雨時における神田川への大規模下水道幹線からの流入流量ハイドログラフの推算、土木学会論文集(B1)水工学、Vol. 69, No. 4、I\_799-I\_804
- 4) 八十川淳、高橋信之、尾島俊雄(1998)：東京都区部にける中小河川の廃止と転用実態に関する調査研究、日本建築学会計画系論文集、第508号、21-27
- 5) 石原成幸、高崎忠勝、小作好明、中畷一彦、枝澤知樹(2023)：東京都管理河川の特別区移管と管理変遷、令5. 都土木技術支援・人材育成センター年報、25-38
- 6) 東京都建設局河川部(1965)：東京都告示第279号 付属資料
- 7) 鈴木理生(2003)：図説 江戸・東京の川と水辺の事典、柏書房、383
- 8) 石原成幸、河村明、高崎忠勝、天口英雄(2011)：東京における中小河川改修と都市計画の歴史的経緯、土木史研究講演集、Vol. 31、15-24
- 9) 石原成幸(2010)：東京の河川に係わる管理体制と改修計画の経緯、平22. 都土木技術支援・人材育成センター年報、169-184
- 10) 石原成幸(2015)：東京における河川改修の歴史的背景に関する一考察、水循環 貯留と浸透、vol. 95、35-39
- 11) 石原成幸(2009)：東京の中小河川改修と関連分野の年表、H21. 都土木技術支援・人材育成センター年報、231-242
- 12) 建設局河川部(1985)：都市計画河川一覧表（昭和60年3月）、東京都、111-148
- 13) 石原成幸、河村明、高崎忠勝、天口英雄(2017)：渋谷川の改修計画の変遷と背景に関する研究、土木学会論文集(G)、Vol. 73, No. 5、I\_291-I\_301
- 14) 土木局長(1944)：許可認可の臨時措置に関する件依命通牒（昭和19年6月21日発国第38号） 関連資料
- 15) 東京都(1963)：河川法準用河川認定及び河川法の規定準用について、昭和38年6月8日付・東京都告示第619号資料
- 16) 石原成幸、河村明、高崎忠勝、天口英雄(2018)：日本橋川における首都高速道路の縦断占用に至る計画検討経緯の研究、土木学会論文集(G)、Vol. 74, No. 5、I\_333-I\_339
- 17) 縄田照美(1973)：解説・河川管理施設等構造令（案）、山海堂、169-171
- 18) 関口助之丞(1964)：武蔵野を流れる上水と中小河川の改修計画、水利科学、8巻3号、54-72